

保 発 0625 第 1 号
令和 8 年 6 月 25 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
都道府県後期高齢者医療広域連合長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について（通知）

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 219 号。以下「改正政令」という。）が本日別添のとおり公布され、本年 8 月 1 日から施行されるところです。

本改正の趣旨及び改正の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。特に、都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合へ周知いただくようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 115 条第 1 項等に規定する医療保険の高額療養費及び同法第 115 条の 2 第 1 項等に規定する高額介護合算療養費に関する自己負担については、医療保険各法施行令において、所得区分に応じた負担上限月額が定められている。

高額療養費及び高額介護合算療養費（70 歳以上）の所得区分について、前年の公的年金等収入金額が 80.67 万円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和 7 年の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 26 条に規定する老齢基礎年金（満額）が 80.67 万円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないよう、必要な改正を行う。

また、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給において標準負担額の減額の

対象者として定められている区分についても、本見直しを適用する。

第2 改正の内容

- (1) 健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)の一部改正(改正政令第1条第1号関係)
高額療養費(70歳以上)の支給における所得区分の基準の一部について、80.67万円から82.65万円に見直すこと。(健康保険法施行令第42条第3項第6号)
- (2) 船員保険法施行令(昭和28年政令第240号)の一部改正(改正政令第1条第2号関係)
(1)に準じた改正を行うこと。(船員保険法施行令第9条第3項第6号)
- (3) 国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)の一部改正(改正政令第1条第3号関係)
(1)に準じた改正を行うこと。(国民健康保険法施行令第29条の3第4項第6号)
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)の一部改正(改正政令第1条第4号関係)
(1)に準じた改正を行うこと。(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条第1項第6号)

第3 施行期日

令和8年8月1日(ただし、改正政令附則第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は公布の日)